

別 冊

平 成 24 年 度

大阪市健全化判断比率等審査意見書

監 第 38 号
平成 25 年 8 月 21 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市監査委員	金 沢 一 博
同	有 本 純 子
同	高 橋 敏 朗
同	阪 井 千 鶴 子

平成 24 年度大阪市健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定により、平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する書類を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

目 次

平成 24 年度大阪市健全化判断比率等審査意見

	頁
第1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査について	1
第2 審査の対象	1
第3 審査の方法	2
第4 審査の結果	2
1 意 見	2
2 健全化判断比率の分析等	3
(1) 実質赤字比率について	3
(2) 連結実質赤字比率について	4
(3) 実質公債費比率について	5
(4) 将来負担比率について	6
3 資金不足比率の分析等	9

凡 例

- 1 文中に用いる金額は百万円単位、表中に用いる金額は千円単位で表示し、原則として単位未満を四捨五入している。
- 2 文中に用いる比率 (%) は、国の算定基準に基づいている。

(別紙)

平成 24 年度大阪市健全化判断比率等審査意見

第 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）等の規定に基づき、市長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとされている。これらの規定に基づき、監査委員として、健全化判断比率 4 指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査のうえ、市長に対して「健全化判断比率等審査意見」を提出するものである。

第 2 審査の対象

次表各会計等の平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率 4 指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

(健全化判断比率等の対象)

区分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
地方公共団体	一般会計	一般会計	↑	↑	↑	↑	
		土地先行取得事業会計					
		母子寡婦福祉貸付資金会計					
		心身障害者扶養共済事業会計					
		公債費会計					
	公営事業会計	駐車場事業会計	↓	↓	↓	↓	
		有料道路事業会計					
		国民健康保険事業会計					
		介護保険事業会計					
		後期高齢者医療事業会計					
	公営企業会計	法適用	自動車運送事業会計	↓	↓	↓	↑
			高速鉄道事業会計				
			水道事業会計				
			工業用水道事業会計				
			市民病院事業会計				
		法非適用	中央卸売市場事業会計				
			港営事業会計				
			下水道事業会計				
			食肉市場事業会計				
			市街地再開発事業会計				
一部事務組合・広域連合							
地方公社・第三セクター等							

第3 審査の方法

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数については、平成 24 年度各会計決算審査と併行して審査した。また、その算定状況について関係所管局長から聴取した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査意見及び健全化判断比率等の分析等は次のとおりである。

1 意見

次表のとおり健全化判断比率4指標については、いずれも早期健全化基準を下回っているが、本年2月に公表された「今後の財政収支概算（粗い試算）」では、今後10年は毎年度約300億円から400億円の通常収支不足を見込んでおり、依然、厳しい財政状況が続くものと考えられる。現在、様々な収支改善の取組を進めているところであるが、土地信託事業の財務リスク等を考慮すれば、財政収支の見通しはより一層厳しさを増すと考えられることから、引き続き財政の健全化に向けた取組を進められたい。

資金不足比率については、中央卸売市場事業会計において経営健全化基準を上回っているが、平成21年度に策定した経営健全化計画に基づき経営健全化に向けた取組を進めているところであり、平成24年度決算では80.9%と計画値116.2%より改善されているが、引き続き当該計画を着実に達成し経営健全化を図られたい。また、自動車運送事業会計において5.2%と経営健全化基準を下回っているものの、資金不足を生じていることから、その解消に向けた取組を進められたい。

平成24年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率
健全化判断 比 率	(-) —	(-) —	(10.0) 9.4	(199.9) 180.8
早期健全化 基 準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生 基 準	20.00	30.00	35.0	—

(注) () 内は前年度比率を、実質赤字額又は連結実質赤字額が発生していない場合は「-」を記載している。

平成24年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
自動車運送事業会計	5.2 (6.7)
高速鉄道事業会計	— (-)
水道事業会計	— (-)
工業用水道事業会計	— (-)
市民病院事業会計	— (-)
中央卸売市場事業会計	80.9 (106.3)
港 営 事 業 会 計	— (-)
下水道事業会計	— (-)
食肉市場事業会計	— (-)
市街地再開発事業会計	— (-)
経 営 健 全 化 基 準	20.0

(注) () 内は前年度比率を、資金不足額がない場合は「-」を記載している。

2 健全化判断比率の分析等

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、当年度の一般会計等の実質収支は4億1,100万円の黒字となっており、実質赤字額が発生していないため、実質赤字比率は計上されていない。

審査にあたっては、実質収支額が会計間の重複を控除したうえで正確に計上されているか、また、翌年度に繰り越すべき財源が正確に計上されているかを主眼として実施した。

$$\text{(実質赤字比率) [—]} = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額) [—]}}{\text{(標準財政規模) 755,486,159 千円}}$$

○標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、市税等の標準税収入額等617,913,388千円に普通交付税等48,767,326千円及び臨時財政対策債発行可能額88,805,445千円を加えたもので、755,486,159千円となっている。

(一般会計等実質収支額及び実質赤字比率)

(単位：千円)

項 目	平成 24 年度	平成 23 年度	差引増△減
歳入総額(純計) ①	2,147,678,342	2,126,540,081	21,138,261
歳出総額(純計) ②	2,146,152,183	2,125,280,956	20,871,227
歳入歳出差引額 ③=①-②	1,526,159	1,259,125	267,034
翌年度に繰り越すべき財源 ④	1,115,055	806,531	308,524
一般会計等実質収支額 ③-④	411,104	452,594	△41,490
標準財政規模	755,486,159	751,596,404	3,889,755
実質赤字比率	—	—	—

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、当年度の連結実質収支額は627億6,300万円の黒字となっており、連結実質赤字額が発生していないため、連結実質赤字比率は計上されていない。

審査にあたっては、一般会計等の実質収支額及び公営企業会計の資金不足・剰余額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

$$\text{(連結実質赤字比率)} \text{ [} \text{---} \text{]} = \frac{\text{(連結実質赤字額)} \text{ [} \text{---} \text{]}}{\text{(標準財政規模)} 755,486,159 \text{ 千円}}$$

(連結実質収支額及び連結実質赤字比率)

(単位：千円)

会 計 名		平成 24 年度	平成 23 年度	差引増△減	
一般会計等		411,104	452,594	△41,490	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	駐車場事業会計	31,126	14,065	17,061	
	有料道路事業会計	0	2,764	△2,764	
	国民健康保険事業会計	△15,435,580	△17,816,153	2,380,573	
	介護保険事業会計	1,213,209	570,735	642,474	
	後期高齢者医療事業会計	1,117,157	942,567	174,590	
公 営 企 業 会 計	法適用 企 業	自動車運送事業会計	△656,333	△856,515	200,182
		高速鉄道事業会計	23,034,365	18,155,918	4,878,447
		水道事業会計	29,503,653	29,332,170	171,483
		工業用水道事業会計	4,533,492	4,277,474	256,018
		市民病院事業会計	4,439,396	3,691,028	748,368
		中央卸売市場事業会計	△4,938,966	△6,606,422	1,667,456
		下水道事業会計	19,509,978	17,060,264	2,449,714
	港営事業会計	0	0	0	
法非適用 企 業	食肉市場事業会計	0	0	0	
	市街地再開発事業会計	0	0	0	
合 計 (連結実質収支額)		62,762,601	49,220,489	13,542,112	
標準財政規模		755,486,159	751,596,404	3,889,755	
連結実質赤字比率		—	—	—	

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の前3年度の平均値であり、平成22年度、平成23年度及び平成24年度の3か年の比率を平均した結果、9.4%となり、早期健全化基準(25.0%)及び財政再生基準(35.0%)を下回っている。

審査にあたっては、準元利償還金が正確に計上されているか、地方債償還額に充当した都市計画税等の特定財源が正確に計上されているか、また、基準財政需要額に算入された公債費が正確に計上されているかを主眼として実施した。

(実質公債費比率)

実質公債費比率	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	10.8%	10.3%	9.0%	9.0%
平成23年度実質公債費比率 (3か年平均)	10.0%			
平成24年度実質公債費比率 (3か年平均)		9.4%		

(注) 比率(3か年平均)は、小数第2位以下を切り捨てている。

平成24年度単年度の実質公債費比率は次の算式のとおり算定されている。

平成24年度 (実質公債費比率) =	$\frac{(110,818,298 \text{ 千円} + 138,408,832 \text{ 千円}) - (74,264,866 \text{ 千円} + 117,434,384 \text{ 千円})}{(110,818,298 \text{ 千円} + 138,408,832 \text{ 千円})}$
	$\frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(標準財政規模)}}$
9.0%	$\frac{755,486,159 \text{ 千円}}{117,434,384 \text{ 千円}}$

- 地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費の元利償還額である。
- 準元利償還金は、満期一括償還地方債について償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるものなどである。
- 特定財源は、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税及び地方債償還額に充当した住宅使用料等である。
- 元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、普通交付税の算定基礎に算入された元利償還金及び準元利償還金である。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、当年度は180.8%となり、前年度（199.9%）と同様に早期健全化基準（400.0%）を下回っている。

審査にあたっては、債務負担行為に基づく支出予定額については、既に地方公共団体の支出の原因となる行為の履行が完了し、支出額が確定しているものとなっているか、公営企業債等繰入見込額については、一般会計等負担額が正確に計上されているか、設立法人の負債額等負担見込額については、損失補償債務の算入率が財務状況に応じ適正に選択されているか、また、都市計画税等充当可能特定歳入が正確に計上されているかを主眼として実施した。

	4,000,013,369 千円	—	2,845,806,273 千円
	(将来負担額)		(充当可能財源等)
(将来負担比率) 180.8% =	—————		
	(標準財政規模)	—	(元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額)
	755,486,159 千円		117,434,384 千円

(注)比率は、小数第2位以下を切り捨てている。

(前年度との比較)

項目	平成24年度	平成23年度	差引増△減
将来負担比率	180.8%	199.9%	△19.1%

充当可能財源等及び将来負担額の内訳は次のとおりである。

(充当可能財源等内訳)

(単位：千円)

項 目	平成 24 年度	平成 23 年度	差引増△減
充当可能基金	605,911,826	540,784,773	65,127,053
財政調整基金	109,256,127	0	109,256,127
公債償還基金	463,979,496	401,771,176	62,208,320
運用基金	2,605,859	2,730,468	△124,609
特定目的基金	30,070,344	136,283,129	△106,212,785
充当可能特定歳入	836,279,337	872,647,746	△36,368,409
都市計画税	557,824,021	585,149,421	△27,325,400
貸付金償還金	61,089,638	61,186,207	△96,569
住宅使用料等	213,006,338	221,371,388	△8,365,050
その他	4,359,340	4,940,730	△581,390
基準財政需要額算入見込額	1,403,615,110	1,390,380,989	13,234,121
計(充当可能財源等)	2,845,806,273	2,803,813,508	41,992,765

(将来負担額内訳)

(単位：千円)

項 目	平成 24 年度	平成 23 年度	差引増△減
地方債の現在高	3,103,469,162	3,113,123,146	△9,653,984
債務負担行為に基づく支出予定額	7,274,997	7,395,803	△120,806
公営企業債等繰入見込額	611,478,349	646,210,383	△34,732,034
組合等負担等見込額	0	0	0
退職手当負担見込額	210,773,212	234,333,271	△23,560,059
設立法人の負債額等負担見込額	67,017,649	75,004,836	△7,987,187
地方道路公社	13,570,828	14,642,823	△1,071,995
第三セクター等	53,446,821	60,362,013	△6,915,192
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
合計(将来負担額)	4,000,013,369	4,076,067,439	△76,054,070

なお、将来負担額内訳の表中、第三セクター等の負債額等負担見込額の内訳は次表のとおりである。

(第三セクター等の負債額等負担見込額内訳)

(単位：千円)

項 目	平成 24 年度		平成 23 年度		差引増△減
	損失補償付 債 務	% 算入率 (※1)	負債額等負担見込額		
第三セクター等					
株式会社湊町開発センター	5,315,248	100	5,315,248	5,557,566	△242,318
アジア太平洋トレードセンター株式会社	25,264,221	100	25,264,221	26,926,309	△1,662,088
大阪市街地開発株式会社	5,407,641	10	540,764	576,134	△35,370
クリスタ長堀株式会社	8,827,200	100	8,827,200	9,008,800	△181,600
大阪港埠頭株式会社	6,852,220	10	685,222	818,426	△133,204
計	51,666,530		40,632,655	42,887,235	△2,254,580
公的信用保証 (※2)					
大阪市信用保証協会			12,814,166	17,474,778	△4,660,612
合 計			53,446,821	60,362,013	△6,915,192

※1 第三セクター等の算入率とは、平成 24 年度財務諸表（経常損益、資産超過、債務超過状況）及び外形事象（元利支払、追加支援、法的整理状況）の評価による債務区分に応じた損失補償付債務額の一般会計等負担見込額への算入割合である。

債務区分及び算入率については、「A評価：正常償還見込債務（10%以上）」「B評価：地方団体要関与債務（30%以上）」「C評価：地方団体要支援債務（50%以上）」「D評価：地方団体実質管理債務（70%以上）」「E評価：地方団体実質負担債務（90%以上）」とされている。

大阪市街地開発株式会社及び大阪港埠頭株式会社については、A評価とし10%が算入されている。

株式会社湊町開発センター、アジア太平洋トレードセンター株式会社及びクリスタ長堀株式会社については、特定調停が成立していることから、外形事象においてすべてE評価であるが、本市においては全額が算入されている。

※2 公的信用保証とは、本市の制度融資において代位弁済によって受ける大阪市信用保証協会の損失の一部に対する補助の負担見込額である。

3 資金不足比率の分析等

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率である。

資金不足比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{(資金不足比率)} = \frac{\text{(資金の不足額)}}{\text{(事業の規模)}}$$

○資金の不足額

法適用企業 (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

法非適用企業 (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

(注) 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

○事業の規模

法適用企業 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

公営企業会計において、資金不足額が発生しているのは、自動車運送事業会計及び中央卸売市場事業会計の2会計であり、そのうち中央卸売市場事業会計は平成20年度において資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)を上回ったため、経営健全化計画を策定し、当該計画に基づき経営健全化を図っているところである。

審査にあたっては、資金不足・剰余額及び事業の規模の額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

各公営企業会計の状況等は次のとおりである。

(各公営企業会計の状況)

(単位：千円)

項 目		平成 24 年度	平成 23 年度	差引増△減		
法 適 用 企 業	自動車運送事業会計	資金不足額	656,333	856,515	△200,182	
		事業の規模	12,587,876	12,642,367	△54,491	
		資金不足比率	5.2%	6.7%	△1.5%	
	高速鉄道事業会計	資金不足額	—	—	—	
		事業の規模	151,742,667	150,353,860	1,388,807	
		資金不足比率	—	—	—	
	水道事業会計	資金不足額	—	—	—	
		事業の規模	61,664,957	62,723,865	△1,058,908	
		資金不足比率	—	—	—	
	工業用水道事業会計	資金不足額	—	—	—	
		事業の規模	1,581,992	1,653,077	△71,085	
		資金不足比率	—	—	—	
	市民病院事業会計	資金不足額	—	—	—	
		事業の規模	35,076,071	34,699,706	376,365	
		資金不足比率	—	—	—	
	中央卸売市場事業会計	資金不足額	4,938,966	6,606,422	△1,667,456	
		事業の規模	6,098,600	6,212,591	△113,991	
		資金不足比率	80.9%	106.3%	△25.4%	
下水道事業会計	資金不足額	—	—	—		
	事業の規模	40,098,421	41,007,789	△909,368		
	資金不足比率	—	—	—		
宅地 造成	港営事業会計	資金不足額	—	—	—	
		事業の規模	17,068,399	12,526,659	4,541,740	
		資金不足比率	—	—	—	
法 非 適 用 企 業	食肉市場事業会計	資金不足額	—	—	—	
		事業の規模	799,837	801,979	△2,142	
		資金不足比率	—	—	—	
	宅地 造成	市街地再開発事業会計	資金不足額	—	—	—
			事業の規模	4,332,234	2,844,475	1,487,759
資金不足比率	—	—	—			

(注) 資金不足比率の算定においては、資金不足額を正の値として算定する。

(中央卸売市場事業会計

経営健全化計画における各年度ごとの資金不足比率の見通しと実績)

(単位：%)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
見通し	—	189.8	164.4	137.5	116.2	92.8	68.7	32.0	—
実績	198.7	178.8	146.7	106.3	80.9				